委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和4年1月6日

□中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○ 知事	
2. 都道府県名	東京都	執行機関名 世田谷区長
3. 市区町村名	世田谷区	
4. 届出番号	22	
5. 独自利用事務の事例番 号	108-1	重度心身障害者等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/kurashi/002/001/d00149166.html	

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で	特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた心身障害者の医療費の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	84	
③番号法別表第2の項	108	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 条例 別表第2 区長の部第24の項 特例条例第2条の規定により特別区が処理することとされた心身障害者の医療費 の助成に関する条例(昭和49年東京都条例第20号)による心身障害者の医療費 の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 第1条	東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例 第1条

⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、障害者基本法(昭和四十五年法律第八十四号)の基本的な理念にのっとり、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)、知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第百二十三号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まって、 <u>障害者及び障害児</u> が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行い、もって障害者及び障害児の <u>福祉の増進を図る</u> とともに、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。	この条例は、 <u>心身障害者に対し、</u> 医療費の一部を助成し、もつて心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の <u>福祉の増進を図る</u> ことを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例 東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則 特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例